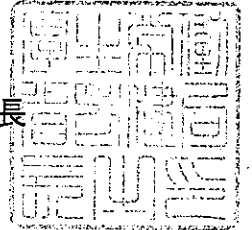


老発0717第2号
平成24年7月17日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕 殿

厚生労働省老健局長



「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発第0417001号本職通知）により行われているところであるが、今般、別添2「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。



老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例新旧対照表

(別紙)

改正後	改正前
<p>別添 1 (略)</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に ついて」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例 (包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (以下「ハード交付金」という。)について ① ハード交付金 (先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業及び緊急シヨーストステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合 ② ハード交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業所を定期巡回・随時対応型訪問介護事業所に転用する場合 ③ ハード交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護事業所を夜間対応型訪問介護事業所に転用する場合 ④ ハード交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護事業所を複合型サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護事業を含む組み合わせのものに限る。以下⑤において同じ。)に転用する場合</p>	<p>別添 1 (略)</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に ついて」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例 (包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業及び緊急シヨーストステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合</p>
<p>別添 2</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に ついて」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例 (包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (以下「ハード交付金」という。)について ① ハード交付金 (先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業及び緊急シヨーストステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合 ② ハード交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業所を定期巡回・随時対応型訪問介護事業所に転用する場合 ③ ハード交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護事業所を夜間対応型訪問介護事業所に転用する場合 ④ ハード交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護事業所を複合型サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護事業を含む組み合わせのものに限る。以下⑤において同じ。)に転用する場合</p>	<p>別添 2</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に ついて」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例 (包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業及び緊急シヨーストステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合</p>

⑤ ハード交付金の交付を受けて整備した複合型サービス事業所を小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「ソフト交付金」という。）について

① ソフト交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合

② ソフト交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等を夜間対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合

(7) 保健衛生施設等施設整備費国庫補助金の補助を受けて整備した訪問看護ステーションを定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び複合型サービス事業所（訪問看護事業を含む組み合わせのものに限る。）に転用する場合

(8) 地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業）（先進的事業整備計画に基づき整備した施設内保育施設整備事業及び緊急シヨートステイ整備事業に限る。）の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合

※ 補助施設等（略）

2（略）

※ 補助施設等（略）

2（略）